

令和6年度北海道地方最低賃金審議会
第2回運営小委員会
議事録

令和6年7月29日

北海道労働局
北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和6年7月29日（月）14：20～14：29

2 場 所 札幌第一合同庁舎 北海道労働局7階会議室

3 出席者

【委員】 公益委員 岩波委員、亀野委員、國武委員
労働者委員 金子委員、藤田委員、山田委員
使用者委員 池田委員、片岡委員、馬込委員

【事務局】 労働基準部長、賃金室長、賃金室長補佐、賃金指導官、最低賃金係長

4 議事次第

- (1) 特定最低賃金に係る必要性の有無の諮問について
- (2) 北海道地方最低賃金審議会への審議結果の報告について
- (3) その他

5 議事内容

○賃金室長補佐

それでは、皆さんお揃いになりましたので、第2回運営小委員会を開催させていただきます。

これからの進行につきましては、亀野委員長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○亀野委員長

よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、北海道最低賃金審議会運営小委員会運営規程第6条第1項により議事録を作成し、委員長及び委員長が示した委員2名が署名することとなっております。本日の議事録署名委員を労働者側から藤田委員、使用者代表から片岡委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

先ほど本審で諮問を受けました特定最低賃金の改正決定に係る必要性の有無につきまして、審議を行いますが、はじめに事務局から資料の説明をお願いいたします。

○賃金室長

関係資料の説明をいたします。先ほどの本審でお配りしました資料No.1をご覧ください。4業種の申出に係る概要の書類を添付しております。

最初は、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業の最低賃金改正決定の申出書となっております。

申出者は、日本食品関連産業労働組合総連合会であり、公正競争ケースになっております。

申出があった労働者数は 20 団体の 1,925 名と、合意がされている労働者数 5 事業所の 54 名の合計 1,979 名になっています。

次に、北海道鉄鋼業の最低賃金改正に関する申し出書になります。

申出者は、日本基幹産業労働組合連合会北海道本部であり、これは労働協約ケースになります。

申出があった労働者数は 6 団体で、2,974 名、北海道における同業種の労働者数の 73.79%になっています。

3 番目は、北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金改正決定の申出書です。

申出者は、全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会北海道地方協議会であり、こちらも労働協約ケースになります。

申出があった労働者は 10 団体 2,498 名で、北海道内における同業種の労働者の 37.72%となっております。

最後は 4 件目、北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業の最低賃金改正決定の申出書です。

申出者は全北海道造船機械労働組合協議会（北海道船舶最低賃金連絡会）であり、労働協約ケースになります。

申出があった労働者数は 3 団体 378 名で、北海道内における同業種の労働者数の 41.4%となっております。

以上の 4 業種とも関係資料の添付があり、申出要件を満たしておりますことをご報告いたします。

これら 4 業種についての最低賃金改正決定に係る必要性の有無についてご審議をお願いいたします。

○亀野委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、先ほどの事務局の説明につきまして、質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、申出のあった 4 業種の最低賃金の改正決定に係る必要性の有無につきまして、ご意見をお願いいたします。

○山田委員

労働者側としましては、関係労使が出ている特定最賃でございますので、金額についてはいろいろあろうかと思いますが、その業界の中で話をすることによって、必要性あると考えております。

○亀野委員長

はい、使用者側はいかがでしょう。

○池田委員

必要性ありと考えます。

○亀野委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、労働者側及び、使用者側から、特定最低賃金の改正決定にかかる必要性ありとのご意見がありましたので、4業種とも改正決定の必要性ありということで、よろしいでしょうか。

「はい」

○亀野委員長

それでは、審議の結果、北海道特定最低賃金の4業種すべてについて改正決定の必要性ありと決定いたします。

○亀野委員長

次に、北海道最低賃金審議会本審への審議結果の報告になりますが、事務局が報告文（案）を作成しているということですので、各委員に配布して読み上げてください。

○賃金室長

それでは報告文について読み上げさせていただきます。

日 付：令和6年8月

宛 先：北海道地方最低賃金審議会会長

発信者：北海道地方最低賃金審議会 運営小委員会委員長

表 題：北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業の最低賃金改正決定の必要性の有無について（報告）

本 文：当小委員会は、令和6年7月29日北海道最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

2枚目以降につきましては、表題等の業種が「北海道鉄鋼業」「北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」「北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」と変わりますが、すべて改正決定することを必要と認めるとの結論に達したことを報告する内容になっております。

日付につきましては、次回の本審開催日の日付が入ることになりますので、ご了承ください。

以上でございます。

○亀野委員長

はい、ありがとうございます。

ただいまの報告文につきまして、異議等ございませんでしょうか。

「異議なし」

○亀野委員長

それでは次回の北海道地方最低賃金審議会に報告いたします。

次に、その他として何かありますでしょうか。

事務局はいかがでしょうか。

○賃金室長

特にありません。

○亀野委員長

はい、わかりました。では、実質明日からいろいろ大変かと思いますが、円滑な審議をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、これにて第2回の運営小委員会を終了いたします。

お疲れ様でした。ありがとうございました。

以上